

## 行政機関において公益通報か否かを判断する際の留意点について

行政機関において公益通報者保護法（以下「法」という。）上の「公益通報」であるか否かを判断する必要があるときには、以下のような点に留意して行うことが必要であると考えられます。

○法によれば行政機関に対する公益通報の要件は、以下の通りである。

- (1) 「労働者」であること
- (2) 「不正の目的」でないこと
- (3) 「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨」の通報であること
- (4) (3) であると「信ずるに足りる相当の理由がある」こと
- (5) 「通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関」に対するものであること

○これらの考え方は、以下の通りである。

### (1) 「労働者」

本制度による保護を行う通報者としての「労働者」は労働基準法第9条における「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」と定義される労働者を指す。したがって、正社員に限らずパートタイマー、アルバイトを含む。また、派遣労働者や取引先の労働者も含まれる。（なお、取締役については、法人その他の団体との委任関係（商法第254条の3）に基づき、法人その他の団体の事業を執行する権限を有する立場にあることから、一般的には、事業に「使用」される者としての労働者には当たらない。）

### (2) 「不正の目的」

通報を手段として金品を授受するなど、不正すなわち公序良俗、信義則に反する形で自己又は他人の不当な利益を図る図利目的としての「不正の利益を得る目的」及び事業者の従業者など他人に対して、財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の損害を加える加害目的としての「他人に損害を加える目的」のほか、「その他の不正の目的」として、公序良俗や信義則に反する目的の通報など社会通念上違法性が高い通報が考えられる。

(3) 「通報対象事実」

国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として法律及び政令で定められた413本の法律の規定に基づく犯罪行為の事実又は当該犯罪行為と関連する法令違反の事実である。具体的には、①罰金や懲役等の刑罰に処せられる「犯罪行為」、②行政機関による「指示」(→(指示違反))→「命令」(→(命令違反))等の後、刑罰に至る「犯罪行為につながる法令違反」である。

(4) 「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨」の通報であること

「まさに生じようとしている」とは、通報対象事実の発生が切迫しており、発生する蓋然性が高い場合を指すが、必ずしも発生する直前のみをいうわけではない。例えば、誰が、いつ、どこでやるといったことが社内で確定しているような場合であれば、実行日まで間がある場合であっても(犯罪行為の場合は、実行の着手以前の時点であっても)「まさに生じようとしている」といえるものである。

具体的なケースを想定すれば、例えば廃棄物の不法投棄について、事業者が不法投棄をする方針を固めただけでは、通報対象事実が「生ずるおそれがある」とはいえても、「まさに生じようとしている」とはいえないが、いつ、どこに、誰がやるといったことが確定したような場合には、通報対象事実が「まさに生じようとしている」といえる。

(5) 「信ずるに足りる相当の理由がある」こと

「信ずるに足りる相当の理由がある」こととは、通報の事案について単なる伝聞等ではなく、通報事実を裏付けと思われる内部資料等の証拠を有する場合など、相当の根拠を有する場合である。

(6) 「通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関」

通報先としての行政機関を「当該通報対象事実について処分(命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。)若しくは勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。)をする権限を有する行政機関」と定めるものであるが、どの行政機関が、どのような行為を行う権限を有するかは、各法令や行政機関設置法令などの規定によって定まっており、通報先となる行政機関は、これらの法令の規定に応じて定まることとなる。

なお、本法では、処分権限を有しない行政機関に誤って通報がされた場合には、当該行政機関は、処分権限を有する行政機関を公益通報者に教示しなければならない旨の規定(第11条)を置いているところである。